

憲法 96 条の憲法改正発議要件緩和に反対する決議

決議の趣旨

当会は、憲法 96 条を改正して、憲法改正の発議要件を緩和することに強く反対する。

決議の理由

- 1 憲法第 96 条は、憲法改正につき各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成による改憲案の発議と国民投票による承認を求めている。これについて、2012 年 4 月 27 日に発表された自由民主党（以下「自民党」という。）の「日本国憲法改正草案」は、この「3 分の 2」の発議要件を「過半数」に緩和しようとしている。日本維新の会も憲法改正を主張し、憲法改正発議要件につき同様の提案をし、みんなの党もこれに同調する動きを示している。そして、自民党及び安倍晋三首相は、今夏の参議院選挙で、憲法第 96 条の先行的改正を争点化するかのような動きを見せている。

このような憲法第 96 条の発議要件を緩和しようとする提案は、まず憲法改正を容易にして、その後、憲法第 9 条や人権規定、統治機構の条文等を改正しようとの意図からなされていると思われる。しかしながら、本来の目的である内容的な改正の問題を議論の土俵にあげずに、先行的に改正手続における発議要件を緩和することは、憲法の内容についての国民的な議論の深化を避けようとする、国民に対する不誠実な態度と言うべきである。

- 2 そもそも憲法が、憲法改正の発議要件を「3 分の 2 以上」としているのは、憲法が「侵すことのできない永久の権利として」（第 11 条，第 97 条）基本的人権を尊重し、国の基本的な在り方である統治体制を定める最高法規であり、そのような最高法規性を有する憲法が改正される場合には、国会での審議においても、国民投票における国民相互間の議論においても、いずれも充実した十分慎重な議論が尽くされた上で改正がなされるべきこと

が求められ、法律制定よりも厳しい要件が定められたのである（硬性憲法）。

もし、容易に憲法が変えられるとすれば、国の基本法が安易に変更され、基本的人権の保障が形骸化されるおそれがある。国家による権力の濫用から国民を守るとというのが憲法に基づいて政治を行う立憲主義の基本であるところ、発議要件を緩和しようとする改正提案は、議会の過半数を握った政権与党において、立憲主義の観点からは縛りをかけられている立場にあるにもかかわらず、その縛りを解くために簡単に立憲主義の目的を失わせるような憲法改正の発議を容認することにつながり、立憲主義を大きく後退させてしまうこととなる。

国の基本法である憲法をその時々支配層の便宜のために安易に変えられることは絶対に避けなければならない。

3 憲法第 96 条による改正は、大きく、改正内容の確定とこれについての国民の承認の二つの手続に分けられる。そして、前記のとおり憲法は国の最高法規であり、容易な改正は防止されるべきであり、その手続には国民主権の原理が厳格に反映されなければならない。ただ、改正内容の確定については、技術的にも国民による投票や議決に委ねることが困難であるため、国民の代表である国会による慎重な議論を経ての議決によるものとせざるを得ず、そこで確定された内容について国民投票において是非の意思表示がなされる仕組みである。したがって、国会による改正内容の確定は極めて重要な手続であって、国民主権の原理を法律制定以上に及ぼすため発議要件が厳格化されているのであり、これが国民主権の障害となるものでないことは明らかである。

4 また、諸外国の憲法と比較しても日本国憲法の改正要件はそれほど厳しいとはいえない。法律と同じ要件で改正できる憲法はきわめて少数で、ほとんどの国が法律制定よりも厳しい憲法改正要件を定めている。

例えば、日本国憲法 96 条と同じように、議会の 3 分の 2 以上の議決と必要的国民投票を要求している国としては、ルーマニア、韓国、アルバニア等がある。ベラルーシでは、議会の 3 分の 2 以上の議決を 2 回必要とし、

さらに国民投票を要する。フィリピンでは、議会の4分の3以上の議決と
必要的国民投票を要求している。国民投票を要しない場合でも、イタリア、
フランスでは再度の議決等が要求されている。アメリカでは連邦議会の3
分の2以上の議決と州議会の4分の3以上による承認を必要としている。

このように、世界中には様々な憲法改正規定が存在し、日本国憲法より
改正要件が厳しい憲法も多数存在する。このような厳格な要件の下でも、
アメリカでは第二次世界大戦後に6回、イタリアでは16回、韓国でも9回
の憲法改正が行われている。したがって、諸外国の例を見ても、厳格な要
件の下でも憲法改正は可能であって、憲法第96条の規定によって憲法改正
が事実上できないなどということはいえず、その発議要件の緩和を正当化
させることはできない。

5 加えて、憲法改正規定があるからといって無制限に改正できるものでは
なく、憲法改正には限界があるとの学説が多数であり、憲法第96条の改正
規定もその一つとして指摘されている。憲法第96条は、国民主権、基本的
人権の尊重、平和主義とともに憲法の要として、憲法自身の存立基盤にか
かわるものとして改正の限界を示していると考えられるべきである。憲法第96
条について提案されている改正案は、これに反することはもちろん、先に
述べた理由から民主主義の根幹を揺るがし立憲主義の根本を根底から覆す
ものであって到底許されるものではない。

6 以上より、当会は、基本的人権を擁護することを使命としている弁護士
の社会的責務として、憲法第96条を改正して発議要件を緩和することに強
く反対する。

よって、上記のとおり決議する。

2013（平成25）年5月25日

群馬弁護士会

会長 小 磯 正 康